

# 令和8年度 取手市奨学生募集要項

取手市では、経済的な理由により修学が困難な方に対し、高等教育の機会均等を図ることを目的に、学業に必要な資金の一部を無利子で貸与しています。

## 1 応募資格

次の①から⑥の全てに該当する方に限られます。

- ① 取手市内に居住し、市税等の滞納がない者の子等  
※ やむを得ない理由で市税等を滞納されている状況であっても、奨学生を貸与できる場合があります。次ページ下段の問合せ先までご相談ください。
- ② 次のいずれかに該当する者
  - ・大学または短期大学に令和8年度入学予定者および在学中の者
  - ・高等専門学校の第4・第5学年に令和8年度在学予定の者
- ③ 学費の支弁が困難であると認められる者(申請者が属する世帯の、令和 7 年の収入又は所得が、独立行政法人日本学生機構が大学生及び短期大学生に貸与する第二奨学生の家計基準を満たす者及びこれに準ずる者)
- ④ 品行正しく、向学心に富む者で大学、短期大学又は高等専門学校の課程を優秀な成績で修業できる者
- ⑤ 高等学校第3学年の成績が平均3.0以上(大学在学中の方の評定は、優を4・良を3・可を2とし、平均3.0以上とする)である者
- ⑥ 他に奨学生の貸付けを受けていない者  
※ 返済のない給付型奨学生との併用は可能です。

## 2 募集人数

3名程度

## 3 貸付額(上限)

国公立:月額40,000円 私立:月額50,000円

## 4 貸付期間

令和8年4月から在学する学校の正規の修学期間

## 5 提出書類

- ① 奨学生願書（様式第1号）  
申請理由は進学の動機、家庭の事情等、詳細に記入してください。
- ② 奨学生推薦調書（様式第2号）  
卒業高等学校に記入を依頼してください。

～次ページに続きます。～

- ③ 住民票謄本  
市区町村発行のもので、家族全員が記載されており、マイナンバーの記載がないもの(生計維持者が別世帯である場合はその方の住民票も必要)
- ④ 所得状況が確認ができる書類  
令和7年中に収入があった同一世帯の方全員分の所得金額等が確認できる書類(生計維持者が別世帯である場合はその方の分も必要)
  - (例) ・令和7年分確定申告書の写し
  - ・令和7年分給与所得の源泉徴収票の写し
  - ・令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書の写し
  - ・令和8年度(令和7年分)住民税課税証明書または住民税非課税証明書
- ⑤ 所得状況及び納税状況等確認承諾書
- ⑥ 大学等の合格証または学生証の写し
- ⑦ その他教育委員会が必要と認めたもの

## 6 募集期間

令和8年2月16日(月)から令和8年5月15日(金)まで

## 7 獎学生の選定

取手市奨学生審査会の審査を経て採否を決定し、本人に通知します。

(採否の決定は6月下旬頃の予定です。)

奨学生の貸与は、年2回、前期分は決定後速やかに(翌年度からは4月)、後期分は9月に奨学生本人名義の金融機関の預金口座に振り込みます。

## 8 奨学金の返還

奨学生は無利子です。在学する大学等を卒業した年の翌年の4月から、10年以内に月賦・半年賦または年賦により返還していただきます。

(例) 私立大学(50,000円)で4年間貸付を受けた場合

貸付総額  $50,000\text{円} \times 12\text{か月} \times 4\text{年間} = 2,400,000\text{円}$

・10年間年賦で返還する場合 (10回払い) → 1回あたり 240,000円

・10年間半年賦で返還する場合(20回払い) → 1回あたり 120,000円

・10年間月賦で返還する場合 (120回払い) → 1回あたり 20,000円

### 提出先・問い合わせ先

〒300-1592 取手市藤代700番地 藤代庁舎2階

取手市教育委員会 教育総務課

TEL 0297-74-2141 (内線2012)

申請書類の提出は持参か郵送でお願いします。

持参により提出される場合は、事前に上記の連絡先まで電話でご相談いただき、平日の8時30分から17時15分までの間にご来庁ください。

